



## お知らせ



### \* 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分の公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理事業法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- ・ 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

**ご注意！** この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は許可条件に違反した時はさいたま市長から現状回復命令又は、移動もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は处罚を受けれる場合があります。

### \* 門・塀などをつくる時の注意

道路と皆さんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より5センチメートル民地側となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

### \* 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をしていただき、原則として翌日以降の発行となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### \* 土地・建物の売買をするときは、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、協会の窓口へ相談の上、行ってください。

### \* 権利の届出をしてください（定款第85条及び第86条）

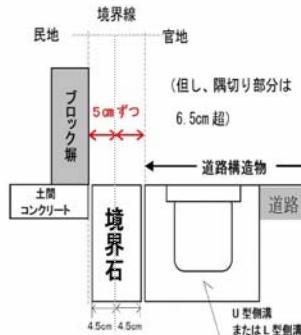
土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から※代表者1人を選任して組合に届け出してください。

共有者の方々については、土地区画整理事業法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、総選挙に関わる権利行使することが出来ませんので、よろしくお願い申し上げます。

### \* 民地建柱についてご協力をお願い致します

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



### お問い合わせ先（組合事務局）

（一般財団法人）

さいたま市土地区画整理事業協会

〒338-0002

さいたま市中央区下落合2-18-6

<http://saitama-kukaku.jp/>

ご不明な点は下記までお問い合わせください。



□ 管理課 048-823-5221（資金管理・換地に関する事）

□ 補償課 048-823-5226（建物補償等に関する事）

□ 工事課 048-823-5227（工事に関する事）

# まちづくりニュース

令和3年9月

さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合  
理事長 吉田文吉



### ＜目次＞

- 令和2年度事業概要……P.1
- 令和2年度施工箇所図…P.2
- 令和2年度事業報告……P.3
- 令和2年度収支決算……P.3
- お知らせ……………P.4

### 令和2年度事業概要（令和2年度収支決算）

※ 令和2年度に実施した主な事業は下記のとおりです。

#### 1. 工事

- ※調整池築造工事 • 第1調整池築造工事（第4期）を行いました。
- ※道路等管理工事 • 道路の補修等を行いました。
- ※電柱移設工事 • 道路築造に伴い、移設、撤去を行いました。

#### 2. 補償

- ※物件補償 • 事業により移転が発生する建物移転(11戸11棟)と工作物等の補償を行いました。

#### 3. 法2条2項事業費

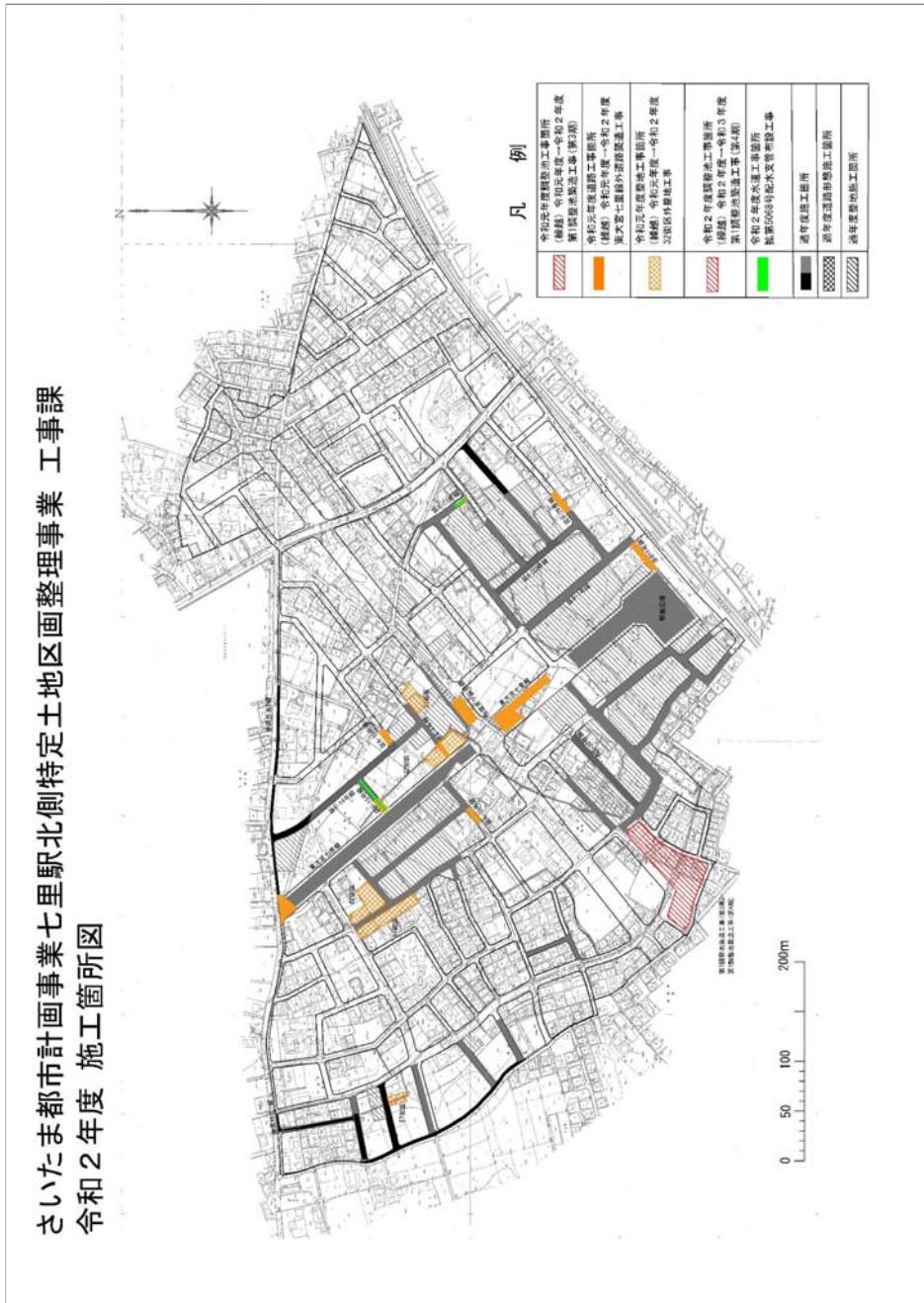
- ※上水道工事費 • 配水管布設工事（L=53m）を行いました。

#### 4. 調査設計

- ※道路詳細設計業務 • 区画道路等を築造するための設計図書を作成しました。
- ※事業用地草刈業務 • 組合管理用地の草刈を行いました。
- ※建物等調査積算業務委託 • 事業により移転が発生する建物等の補償調査・積算などを行いました。
- ※杭打測量・換地修正外業務委託 • 事業に必要な杭の埋設（街区点105点、画地点159点）及び、分筆に伴う換地図書の修正（17筆）等を行いました。
- ※管理調査作成業務委託 • 助助金の執行状況（実績）を精査するための管理調査を作成しました。
- ※工作物等移転除却（直接施行）実施計画書作成業務委託 • 施行者自ら移転除却を行う場合の計画書を作成しました。
- ※サクラ保全計画検討業務委託 • 駅周辺の桜についての保全方法を検討しました。
- ※桜倒伏防止対策外業務委託 • 桜倒伏防止のための安全対策を検討しました。
- ※用途変更・地区計画検討に伴う準備業務委託 • 駅周辺の用途地域の変更と施行地区内の地区計画について検討しました。

令和2年度施工箇所図

## さいたま都市計画事業七里駅北側特定土地区画整理事業 工事課 令和2年度 施工箇所図



令和2年度事業報告

令和2年		令和3年	
5月	「まちづくりニュース」5月号発行		『第3回理事会』 ・令和2年度第2回総代会について ・短期借入金の執行について ・随意契約の執行について
6月26日	『定期監査』(令和元年度)	2月12日	
7月 3日	『第1回理事会』 ・令和2年度第1回総代会について		『第2回総代会』 ・令和3年度さいたま市七里駅北側特定 土地区画整理組合の事業計画及び収支 予算について
7月18日	『第1回総代会』 ・令和元年度さいたま市七里駅北側特定 土地区画整理組合の事業報告及び収支決 算並びに財産目録の承認を求めることにつ いて	3月 6日	
9月	「まちづくりニュース」9月号発行		
10月30日	『第2回理事会』 ・桜の木に係る対応方針について		



令和2年度収支決算

令和3年7月31日に開催されました、令和3年度『第1回総代会』において、令和2年度収支決算が承認されました。

収入		収入从勘定	554,361,388円
		当期支出決算額	945,890,879円
		収入支出差引額	8,156,777円は次年度へ繰り越す。
費目	決算額(円)	摘要	
国庫補助金	286,337,625	地活交付金	
さいたま市補助金	653,506,522	さいたま市補助金	
保留地処分金	0		
諸収入	21,500	雑入	
繰越金	14,182,009		
借入金	0		
収入合計	954,047,656		

支出

費目	決算額(円)	摘要
工事費	524,860,533	・調整池築造工事 ・電柱移設工事
補償費	319,004,857	・物件補償
法2条2項事業費	7,333,483	・上水道工事
調査設計費	76,548,925	・道路詳細設計業務 ・建物等調査積算業務委託 ・管理調書作成業務委託 ・杭打測量、換地修正外業務委託 ・工作物等移除除却(直接施行)実施計画書作成業務委託 ・桜倒伏防止対策外業務委託 ・用途変更、地区計画検討に伴う準備業務委託
公債費	6,989	・借入金利子
事務費	18,136,092	・組合運営維持にかかる経常的な事務費
支出合計	945,890,879	

## 定款の一部変更について

別紙のとおり、総代会の議決をいただきました。

## 議案第2号

### 定款の一部変更について

土地区画整理法第31条第1号の規定により下記のとおり議決を求める。

記

現 行	変 更 案
(役員の被選挙権) 第14条 次の各号に掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。 <u>二 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u>	(役員の被選挙権) 第14条 次の各号に掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。 <u>二 (削除)</u> <u>三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u>
(総代の被選挙権) 第40条 次の各号に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。 <u>二 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u>	(総代の被選挙権) 第40条 次の各号に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。 <u>二 (削除)</u> <u>三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u>
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第81条 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は <u>年6%</u> とし、第1回の分割徴収し又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第81条 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は <u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日ににおける法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で規則で定める率)</u> とし、第1回の分割徴収し又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。  附 則 この定款は、法第39条第4項の公告のあった日から施行する。

令和3年7月31日 提出

参考

さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合  
理 事 長 吉 田 文 吉

#### 参 考

##### 土地区画整理法

(総会の議決事項)

第31条 左の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 (以下略)

(総代会)

第36条 組合員の数が100人をこえる組合は、総会に代ってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

3 総代会が総会に代って行う権限は、次の各号に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

- 一 (略)
- 二 第34条第2項の規定に従って議決しなければならない事項